

東日本大震災による家計急変世帯の保護者の方へ

埼玉県総務部学事課

埼玉県では、東日本大震災（ただし原子力災害被災地域において被災したものに限り）で被災し、本県に避難しているお子さんが県内の私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在園している場合、在籍園を通じて保育料等の一部を補助しています。

1 対象となる園・幼児

①私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園

… 東日本大震災で被災し、避難している幼児を受け入れており、かつ当該幼児の保育料等軽減を実施している私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園

②幼児… 東日本大震災で被災し、埼玉県内の私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在園している幼児（満3歳に達しない者、就学年齢に達している者は除く。）

※ 幼保連携型認定こども園については1号認定子どものみ

・「被災」の認定については、下記の3つの要件を全て満たす世帯を対象とします。

- ① 「対象被災地域について^{※3}」に掲げる市町村から避難してきた世帯
- ② 罹災証明書等で、被災の証明ができる世帯^{※1}
- ③ 令和7年度市町村民税の課税標準額に6%を掛けた額から、市町村民税の調整控除額を引いた額が154,500円未満である世帯（年収の目安：590万円未満）^{※2}

※1 特別な理由により、罹災証明書等が発行されない場合は、各園に御相談ください。

※2 原則、親権者（両親がいる場合は2名の合算額）、親権者がいない場合は扶養義務のある未成年後見人、保護者がいない場合は主たる生計維持者。

※3 （対象被災地域について）

- ・警戒区域又は計画的避難区域に居住していた者
- ・緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出ていた区域、特定避難勧奨地点に居住していた者のうち市町村の判断により避難した者

※具体的な地域については下記URL（福島県ホームページ p.7）参照

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/254764.pdf>

- ・全域が対象：富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、広野町、楢葉町、葛尾村、飯舘村
- ・一部地域が対象：田村市、南相馬市、川俣町、伊達市

2 補助対象経費

①入園料（入園受入準備費）

②保育料（基本負担額）

※令和7年4月から令和8年3月の間でお子さんが県内の私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在籍している月分のものに限りします。

③施設整備費等（特定負担額・上乗せ徴収）

3 補助額の算定方法・例

※計算方法（手順）

（1）今年度の保護者負担額を算出します。

①入園料（A） ②保育料（在籍月数×月額保育料）（B）
③施設整備費等（C）



（2）公的補助金の合計金額を上記合計額から引きます。

〔（1）の合計金額〕 － 〔公的補助金の合計金額〕
（A、B、C）
＝今年度の実際の保護者負担額



（3）上記の計算で算出した今年度の実際の保護者負担額と、令和7年度補助限度額444,428円を比較して低い方の額が、県からの補助限度額となります（この金額を上限に保育料等が減免されます。）。

【例】

入 園 料…70,000円

月額保育料…26,000円

施設整備費…年間5,000円

公的補助金…257,000円（無償化対象分25,700円×10月）

在 籍 月 数…10か月（6月～3月）

(1) 今年度の保護者負担額

入園料（70,000円）＋施設整備費（5,000円）＋

保育料（26,000円×10か月）＝保護者負担額
（335,000円）

(2) (1) の合計金額 － 公的補助金額

（335,000円） （257,000円）＝実際の保護者負担額
（78,000円）

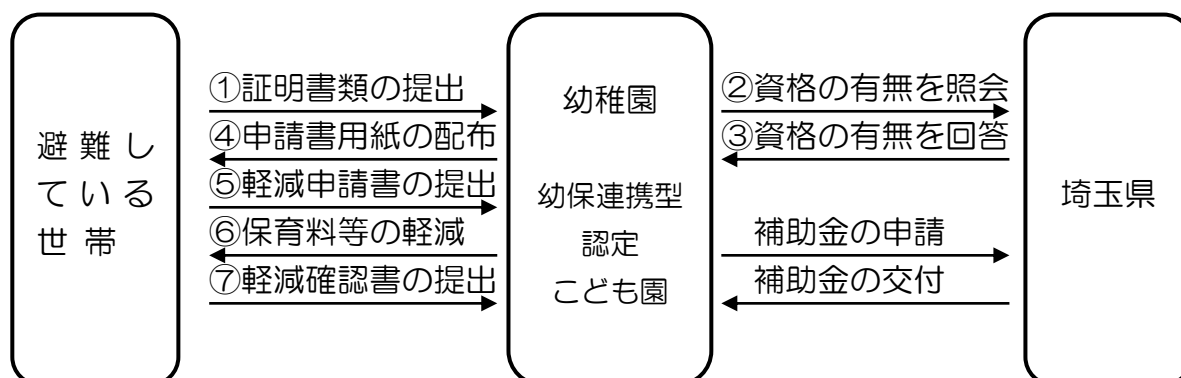
(3) 実際の保護者負担額と444,428円の低い額

（78,000円）＝県からの補助限度額
（78,000円）

(4) 78,000円を上限として、保育料等が減免されます。

4

制度の仕組み



①について

補助を希望する場合は、以下の書類を各園に提出してください。

- ・罹災証明書等、被災が証明できる書類（写し）
- ・住民票（世帯の全員が記載されているもの）
 - ※ 今後、退園・転園の予定がある世帯におかれましては、在園時の住民票をあらかじめ取得しておいてください。
- ・従前の住所が分かる書類（免許証の写しなど）
 - ※ 罹災証明書等に記載がある場合は、提出不要です。
- ・保護者等の令和7年度の市町村民税所得割課税標準額が分かる書類（市町村民税・県民税課税証明書（所得証明書）など）

※ 課税証明書には「市町村民税の所得割の課税標準額」及び「市町村民税の調整控除額」の記載が必要となります。

※ 市役所等の発行元職員により、課税証明書に調整控除の額を手書きしていただいたものでも結構です。

⑤について

県から、「補助対象資格あり」と回答があった場合は、以下の書類を各園へ提出してください。

- ・被災幼児保育料等軽減申請書

⑦について

幼稚園等から、保育料等の軽減を受けた場合には、以下の書類を各園へ提出してください。

- ・被災幼児保育料等軽減確認書

※御不明な点がありましたら、在園している幼稚園等にお問い合わせください。